

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成29年6月30日（金）午後1時30分～午後3時45分
- 2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員）

井口治彦委員，石原栄一委員，梅枝紀子委員，片野清明委員，神尾雅敬委員，
関口雅弘委員，高浦孝好委員，築雅子委員，藤平和吉委員，舟根登志子委員，
星野真弓委員，沼田寛委員，島田尚登委員（以上13人）

（説明者）

群馬県中央児童相談所 矢島一美補佐（家庭支援係長）

前橋家庭裁判所 桑村史生次席家庭裁判所調査官

同 田邊雅孝次席書記官

（事務担当者）

安藤成行首席家庭裁判所調査官，助川政浩首席書記官，原田宜子事務局長，
小林信男事務局次長，中澤道夫総務課長，小島昌幸総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「児童虐待と家庭裁判所」

- (5) 次回期日の指定等
- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば

- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

「家庭裁判所と児童虐待関係事件について」

質疑応答

○ 委員

いろいろお話を伺っていて、伺いたいことが何点も思い浮かんでまいりました。まず最初に、児童相談所の話の中で、一時保護所の満床状態が慢性化しているという話がありました。また、発生している事案を、今の世の中の全体の仕組みで、全部押さえ切れていることなのかどうなのか、よく分からないところがあります。交通事故や火災の発生ですと、大概のものはおおよそ認知されているのですが、児童虐待は、周囲の環境によって、受け止め方、反応が非常にフエジーなところがあるでしょうから、それを全部認知できていることなのか。児童相談所の体制が、もっと厚くなれば厚くなるほど、そういうケアが行き届くような漠然とした直感もあったりしますし、その辺の構図が、どのような状況になっているのかなというのを、非常に伺いたく思いました。それから、家庭裁判所の手続について、法的に精緻に取り組まれているということは、何となくイメージできたのですが、一定の処置があった後の段階で、親の更生というのでしょうか、原因に対して、どういうケアがあるのか。一定の裁判所の判断を得ることによって、例えば、刑務所ですと、更生という言葉がありますけれども、原因に対するケアとして、何か取り組みがあるのかと、そういう状況を伺いたいと思います。

○ 委員長

前段部分は、児童相談所では受け入れ態勢ができている限度で対応されていて、いわば対応の十全性というのを果たしていると言い切れるのかと

いうと、認知できていないもの、対応できないために若干保留しているものがあるのではないかというニュアンスもあるのでしょうか。

○ 委員

児童相談所の存在自体を知らないために、相談にも行かれていないと。こういうケースもあるということも想像しますし、そういうところが、どういう構図になっているのか分からないものですから、それを含めてお願いします。

○ 委員長

対応の十全性、はっきり言えば、暗数というのものもあるんだろうということころを危惧するのだけれども、そこら辺はいかがでしょうかということだと思いますので、お願いします。

○ 説明者

例えば、もちろん虐待ということで児童相談所に上がってくるときには、入り口は、やっている本人からの相談だったり、第三者からの通告という形だったりということで、事務所にきます。ご家族内で起きていることなので、そこが表に出てこない限りは、なかなか認知は難しいという実情はあります。ただ、虐待という形ではなくても、どうもちょっと心配なおうち、もしくは、お子さんが言うことを聞かないとか、落ち着きがなくて困るとか、違った形での申し出というのは、無きにしも非ずなんですね。そのところで、なるべくファーストコンタクトを早目にとるとか、たくさんケースを認識できるような努力を今、市町村の子供の担当課の方と共にやっているような状態だと思います。

○ 委員長

お話しいただきましてありがとうございます。今後の課題は大きいということだと思いますが、もう一つ、家裁の関係で、審判等、一定の処分をしたという意味で、手続を遂げたということなのかもしれないけれども、

その後のケアみたいなことに連動する部分というのは、家裁はどう考えているのですかという質問だと思うので、回答をお願いします。

○ 説明者

まず一つは、直接的なケアというものは、残念ながらありません。ただ、例えば、虐待を否認している親、あるいは、これはしつげだというふうに言い張っていた親でも、裁判所の手続の中で、自分のやっていた行為が虐待であると認定されることによって、自分の親としての態度を改めていく一つの大きなきっかけになるのではないかと思います。もう一つは、児童相談所に対する裁判所の勧告という制度があります。児童相談所には親子の再統合という目的もありますから、保護者との決定的な対立を避けつつ、保護者を指導するというジレンマがあります。しかし、粘り強く指導しても、28条事件の申立てをしなければならない状況というのは、保護者との対立が決定的に深まっている状態です。それを指導していくというのはなかなか難しい。そこで、裁判所から児童相談所に対して、保護者を指導するよう勧告があると、保護者に対して説明をしやすくなります。それをきっかけに、児童相談所が保護者に対し、指導を再開し、親子の再統合を目指していただく、というところではないかと理解しています。

○ 委員長

最近ですけれども、この6月21日に公布された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正がありまして、今までは、28条審判をして、承認されたときに勧告というのを都道府県にして、その指導が保護者に及ぶという制度だったわけですが、6月にできた法律では、審判の前に勧告して、その推移を見て審判をするというのが一つあります。それから却下の審判をしたときでもなお、今後の保護者、子供の関係を改善する、構築するために、都道府県に対して、一定の保護者指導措置を勧告できるという法律ができたので、この施行によって、どれだけのことを

家庭裁判所が担うべきかという議論になるだろうと思いますが、やはり法律的な観点から、裁判所は動かざるを得ないという限界の中で、工夫をしていく突破口ができたというふうに、個人的には思っております。また、家庭裁判所としても、そういう方向で動くのだろうなと感じておる次第です。

○ 委員

児童相談所も多分、人手も施設も足りないということで、裁判所から、何かやってくださいと言われても、実際、手いっぱいなんじゃないかなと思うんです。何かこう、中央児童相談所の皆さんの、例えば、ここ10年なり20年の中で、スタッフの方は、実際はどんな様子なのかとか、一時保護所が満床のときに保護したい子はどうするのかとか、その辺のことが、知りたいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 説明者

職員の数は徐々に増えております。10年前、虐待防止法ができた当時、虐待を扱う人は、中央にたった2人でグループをなしていただけた状態だったのが、本当に巨大化してきたというか、人数も増えております。ただ、相談件数も10年前の約2倍になっていますから、それに応じてやっていかなければならないというところがあります。そのところは、一時保護所の問題に関しては、定員という形でお示しはしましたけれども、実際のところは、定員を超えても入れているのが実情ではあります。例えば、我々が外回りをしてきて、この子を保護したいということで、一時保護所のところまで来て断られるということはないです。それは必要なことですので、何とかやっている。この前、私も知的障害の女の子を保護したのですけれども、やっぱり手がかかるので、その場合は、職員と一緒に泊まるなど、事務所内の工夫で何とかしのいでいるという感じになります。

○ 委員長

虐待を察知するチャンネルとしては、いろいろあるかとは思いますが、治療に当たる医療機関として、虐待という問題について、どのようなセンサーを働かせているのか教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ 委員

例えば、小さいときの傷ですね。それをどういうふうに見るかと考えますと、例えば、リストカットというのは、思春期ぐらいの女の子になりますと、実は稀ならず出てくることでありますが、幼稚園児でリストカットする子なんて、まずいないですね。そのときに、医学的には、発達段階なんていう言い方するんですけれども、各年齢でどういう行動が出てくるかというあたりは、随分物が言えるところがあるんです。3歳、4歳で自傷するケースがないわけではないんですけれども、例えば、自閉症の色があったりして、しょっちゅう自分で壁に頭をがんがんぶつけるようなことが日常で見られていたりする所見がある上で、あざでもあれば、これは確かに事故なりけががかもしれないという言い方ができますけれども、幼稚園で全く普通に遊んでいるような子に大きなあざがあったときには、それは要するに、事故とかけがとかと、ちょっと言い切れないところもあるわけです。ですので、そのあたりも含めて、生物学的な状況と社会的な状況のすり合わせというような方法で、もしかしたら医療としては、少しお手伝いはできるところがあるのかもしれない。

○ 委員長

視点として、同じ傷をどう見るかというのは大きいのだなということで、今お話しされていた点で、引き続き、何かありましたらお願いします。

○ 委員

私ども、児童虐待の事案に関しては、積極的に取り組まなければいけないと思っております。県警、そして児童相談所、あとは生物学的視点を

見ていただいている医師，それから精神科の医師とも連携をとらせていただいているところです。検察庁で対応する事案としましては，基本的には身体的な虐待に当たる事案，暴力または性的な虐待，またはネグレクトのひどい場合というものに当たるかと思えます。基本的に重たい事案にはなりますが，今，県警，児童相談所のほうとも連携が進んでおりまして，例えば，親に対する注意または親のほうの様子を見て，刑事事件化するかどうかというところも，担当の検察官が県警と連絡を取り合って対応するような形をしております。また，検察庁としても，例えば，児童が通常の日常生活でつく傷なのか，それともシェーキングベビーのようなものなのか，それを見きわめる力を持たないといけないので，医師に講演をいただいて，子供を振ると脳はこういう状態になります，子供の足をひねるとこういう骨折になりますというような事例についての説明を受けて，勉強するようにして，見逃さないような形にしています。とはいっても，やはり，最終的に家族の統合というのもありますし，立証が非常に難しい場合もございますので，児童相談所または県警のほうと連絡を取り合って，最終的に処分をどうするかカンファレンスさせていただいて，やっていきたいと思っております。親権停止等，検察官も申立人にはなっているところなのですが，やはり家族の問題というのは，とても重たいと思っておりますので，いろいろ話を聞きながら，やっていきたいと思っております。

○ 委員長

ありがとうございます。警察の話が出たので，より相談者との近い窓口で，いろいろご苦労なさっているところがあるかと思っておりますので，組織の連携だけじゃなくて，警察のつらさみたいなのも含めて，お話しいただければと思います。

○ 委員

児童相談所，検察庁，報道の関係機関と連携しながらやっているところ

でございますけれども、相談については、ここ10年でほぼ倍増以上であって、昨年中は224件という相談を受けたわけでありましてけれども、今年5月末までの数字ですけれども、77件ということで、昨年からすると、若干は少なくなっていますが、高水準で推移している。その中、相談者、誰が相談してくるのかという話になりますけれども、今までは児童相談所が一番多かったんですけれども、今年5月までだと、両親が相談してくるのも多くなってきました。どういうことかということ、父親が殴っているのをどうにかしてくれとかという、そういった相談も多くなってきたと。あとは、隣近所からの通報ですね。隣人の方が、泣き声がするとかといって通報してくる件数というのも多くなってきたということもあると思います。そのほか、学校とか病院で、傷を見て、これはおかしいということで相談してきているというものがございます。虐待ではないだろうという結論を出すのが約3割でございます。そういったことを考えますと、先ほど届け出がない虐待もあるんじゃないかという話であります。確かに未知数でありますけれども、非常に関心も高くなっていて、近隣の方々も届け出をしてきてくれている。そこへ警察官、児童相談所の方と一緒に行って見て、これはしつけなのか、暴力なのか、あるいは自分でつけた傷なのか、こういった判断は非常に難しいけれども、児童相談所との連携をとって、やらせていただいています。まず人命が第一ということで、そこで親子を分離しないために、また暴力を受けて、さらには人命にかかわるようなことになっては大変だということで、ケース・バイ・ケースで、非常に難しい判断でございますけれども、まず分離をして、そして、何が原因なのかというところを見定めていくと、そこを注視しながら、子供の命を大切にしていけると、こういった観点でやっているところでございます。

○ 委員長

限界がありますので、本当に大変だと思います。ところで、昨年、県のほうで作られた、群馬県犯罪被害者等支援ハンドブックというのを目にしたことがあります。そこにはずばり、虐待された子供への対応と書いてあるんです。県として、今後の問題こそ大事だと思うのですけれども、どんな感じで進められることになるのか、お話しいただければと思います。

○ 委員

県庁も、いろんなセクションがございまして、児童虐待に関するものは、児童相談所、そういった子供のセクションが中心となっているところでございます。ただ、お子さんの事件に限らず、そういったさまざまな事例というのは、ご夫婦の関係、あるいはそれを含めたご家族の関係、周囲、職場、いろいろな関係が関わってくるという案件が、最近は特に多くございます。そうした中で、先ほどから出ているような関係機関との連携が、一番難しい課題だというふうに考えております。行政の立場から申し上げますと、それぞれのセクション、判断機関ごとに対応できる範疇が、限られているというのも少なからずございます。そういった中で、それぞれの機関がそれぞれの持ち味、特性を生かしながら関わり、情報を共有しながら取り組んでいくというのが、何よりも大切だと。そうした中で関係機関の連携そのものが、一番大きな課題というふうに捉えていると、そんなふうに考えております。

○ 委員長

それが答えなんじゃないかと思います。あとは方法論だと思います。権限の限界に迫りつつ、セクション間の連携の中で結論を出そうというのが、多分答えなのだろうと思います。どうもありがとうございます。弁護士会では、子どもの権利委員会というのがございますよね。それ以外にも依頼を受けた場合もあるかもしれません。そこら辺で虐待なり、こういった問題について、思われることはございませんでしたか。

○ 委員

今、弁護士会の活動を少し紹介されましたが、弁護士会には子どもの権利委員会という委員会がありまして、子供の人権に関わることをいろいろとやっております。ただ、一般の弁護士は、余り委員会の活動を承知しておりません。何か事件があって、相談があって、業務の上で、児童虐待の部分、子供の問題に関わるというのが、一般的ではないかなと思います。先ほども、28条の申し立てで、親権者の代理人で弁護士がついたという事例が紹介されましたが、そういう事例などが、かなり一般的ではないかなと思います。その代理人は鑑定申し立てしたというお話がありましたけれども、弁護士は、依頼者から話を聞いて、それを手続の中で、どういう形で現していくか。やり過ぎてもいけないし、やり足らなくてもいけない。したがって、弁解のようで恐縮なんですけれども、そういう意味で、弁護士の立場からは、事実の分析ですとか、事実の調査ですとかというところには非常に限りがありまして、どれだけのことができるのか、正直なところ、自信はないんですけれども、少なくとも、お子さんの人権ですとか、将来を考えて、決してそれに水を差すことにならないような関わり方、そういったことは最低限考えております。その中で、代理人という立場で、よりよく、子供のために関われるということがあれば、さまざまな方法で協力していくということは、弁護士としての共通認識としてあるというふうに考えております。

○ 委員長

手続、事件絡みということでお話をいただきましたが、調停では、虐待という言葉を使うかどうかは別としても、監護のありようが不自然、あるいはおかしいという主張が、当事者からよく出るものですから、調停の席上でそんな話が出たときの、調停委員としてどう受けとめているんだろうかというようなあたりをお話しいただけますか。

○ 委員

子供，児童に対する虐待の陰には，夫から妻への虐待があると，よく物の本には書いてあります。ほとんど，夫から妻が虐待を受けていて，それは身体的虐待と限らず，精神的な虐待ですね。そして，妻が追い詰められて，そういうストレスで子供に手を出すというケースが非常に多いというようなことが，よく物の本には書いてあります。何か，夫からの虐待，DVというのが，基にあるんじゃないかなというふうな感じがします。伊香保のほうで県外からの方が多いい話がありましたが，それも夫からのDVから逃れてきた母子ではないかと想像されるんですけども，調査官の事例にありましたように，養父の虐待ですね。このケースも，もしかしたら養父から妻への虐待があり，妻は養父に逆らえずに，子供に手を出してしまったなんていうこともあるのかなと，ちょっとそんなふうに思いながら伺っていました。それで，そうした場合，一時的に施設に入れても，いつかは戻るわけで，その養父を教育しない限り，虐待はなくなるんじゃないかなと，そういう者への指導はどうなっているのかなと思っていましたら，指導が必要なときには勧告を相談所に出すことができると，委員長からは，改正になって，28条が認容されない場合も，審判の前も出すことができるようになったというふうなお話だったんですけども，やはりこれからはそういうふうな流れになるのかなというふうに感じていました。もし勧告が児童相談所に出た場合は，児童相談所とすると，どういう指導というか，指導の材料になるんでしょうか。その辺をお聞きしたいのですけれども。

○ 説明者

勧告をいただいたほうがやりやすいというところがあります。ただ，今までも，施設に入れた家に関して，じゃあ，もう子供と離れたから，親に全く関わらないかというのと，そうではなくて，ずっと同じようなことは続

けていました。そして親に子供を預けたんだからいいじゃないかと言われたときに、そうはいかないというところをきちっと言えるようになります。今もやっておりますが、子供が離れた家庭に対しても、在宅指導措置という指導があるんですけども、それをつけて、例えば、月に1回来所してくださいとか、常に常に、つかず離れずの子供への面会、外出を通じながら、もしかすると、その関わり方を見させていただくという形になるのかなと思います。

○ 委員

DV加害者に対する更生プログラムとか、カウンセリングとか、そういうことをするわけではないのですか。

○ 説明者

実は児童相談所には、今おっしゃられたような具体的な手法というのは、まだ備わっておりません。暗中模索の中で、そのお父さんに対してだとか、そのところに指導を加えていくという形で、面接を主にしながらという形になろうかと思えます。

○ 委員

私ども、DV被害の関係も担当しておりますので、お答えいたしますが、具体的には、ほぼないと。民間の団体で、そういった加害者支援のプログラムに取り組んでいらっしゃる団体がございます。ただ、なかなか難しく、東京の団体でテレビとかで登場される団体とかもあります。なかなか難しいというのが現実でございます。ただ、そういったことに取り組んでいらっしゃる団体もありますので、もしそういったご相談の中でお話が出れば、紹介ということはできますけれども、なかなか具体的に結果が見えて、ぜひこれはというようなところまでは、まだまだたどり着いていないというのが現状でございます。

○ 委員長

完成形はまだ先ですが、完成に向かって、みんなで意識していこうというところだそうです。それぞれの立場からお話ということもありましたけれども、こういう問題について、感想、どうあるべきじゃないかなというご意見、何かございますか。

○ 委員

虐待と家庭裁判所というテーマで、お話があったわけですがけれども、これは本当に、どんどん拡充され、よくなっているなという感じがしております。こういったことをやる時には、やっぱり迅速性というのが本当に大切なものですから、迅速に取り扱ってもらおうということが大切なような気がします。それから、子供に対して、これだけ大切だと言いながら、遅くなっていたいろいろな手当てが早くなってきたという社会的な傾向は、非常に好感を持っております。児童相談所の力をもっとつけていかないといけないんだなど。老人介護であれだけ人が関わっているわけですから、子供の問題に対しても、もっともっと人手をかけないとうまくいかないと。本当に児童相談所の皆さんは大変な思いでやっている。親が未熟な状態でもって子供を出産してしまうような社会的傾向が、こういった問題をますます深刻化させているような気がします。したがって、原点からいえば、教育というものもありますし、それから、同じ手をかけるにしても、子供の教育でも、18歳に至るまでの間、地域で子供を育てるという、こういう環境づくりをしていかないと、家裁に来た段階で遅いという感じがしているわけですし、ぜひともそういう意味では、もうちょっと明るくといえますか、もうちょっと未来志向で、こうしたらよくなるよと、こんな思考でもって、行政と社会の中でやってもらうというのが、本当は大切な気がします。したがって、今日のテーマでいえば、裁判所の対応等々については、非常によくなっているので、これから先は迅速にということをお願いできればと。それから、児童相談所のほうも大変でしょうけれども、頑張っ

もらうということと、児童相談所の拡充といいますか、こういうことは本当に大事だなと。対応人数が増えていけば、随分防げるかもしれない。手当てが遅れているところに問題があるという感じがしてなりませんので、発言をさせてもらいました。

○ 委員長

どうもありがとうございます。報道機関として、ビジュアルで、いろいろな情報を提供なさっているNHKのほうで、お話しただけならと思うのですが。

○ 井口委員

NHKニュースほっとぐんま640で、保護司の方の人手不足のテーマをやらせていただいたんですけれども、そのときに保護司の方のジレンマというのを、インタビュー含めて紹介させていただいたということがありまして、社会全体で、この児童虐待問題の意識を高めていただくために、NHKができることはいっぱいあると思っております。児童相談所のご苦勞も本当に短い時間でお伝えするのは難しいので、例えばシリーズ企画とか、番組の中になくても、児童相談所の実情、現場ではこんな苦勞があるんだと。例えば、外国の方の話もありましたけれども、恐らく多くの方がまだ、児童相談所の実態をご存じないのではないかと思っておりますし、そういったところも事例を集めながら、裁判所、公的機関の連携、医療機関との連携とか、こうしたことも非常に大きなテーマだと思っておりますし、視点は本当にいっぱいあると思いますので、報道機関として役割を果たしていきたいなと思っております。

○ 委員長

どうもありがとうございます。時間が迫っているのですが、何かご発言があれば、お願いします。

○ 委員

今まで聞いていますと、虐待が起きてからの話が多かったのですが、実は今、オレンジリボンを着けているんですが、これは児童虐待防止の啓発のために着けています。群馬県内では4000人以上、民生児童委員がいるのですけれども、富岡市は111名で、合い言葉として、いつでもどこでもオレンジリボンということで、富岡市から児童虐待があってはならないということで、常々、みんなが啓発のためにオレンジリボンをつけております。民生委員のPRにもなるんですが、民生委員も児童虐待にならないような啓発を一生懸命させていただいております。

○ 委員長

オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められているというので、裁判所の階段にもポスターが張ってありました。こういう情報って、いろんなところに散らばっているのですが、どれだけ気がついているかというところも大事だなという気がいたします。

○ 片野委員

それぞれ専門職の皆さん、本当に一生懸命取り組んでくださっているのはよく分かりまして、ありがたいことだと思えました。社会福祉協議会はもうちょっと手前の段階で、今欠けている地域なり身内の目を、見守りというような形でもって取り組むとか、そういった意味で、少し迂遠かもしれませんが、虐待をしない、させない、許さないというふうなかけ声のもとに活動はしているのですが、社協福祉協議会も含めまして、虐待の連鎖、その手前の段階での貧困の連鎖、そういったものの防止の観点から、例えば子供についていえば、最近では、こども食堂、あるいは学習支援のような形で、居場所をつくってやる。できるだけ、厳しい環境に置かれている子供に対しても、死角をつくらないような形での取り組み、そういったものを通じて、虐待の防止等に少しでも貢献できたらというふうに考えて活動しております。大卒そういったところでございます。

○ 委員長

どうもありがとうございます。皆さん活発にご意見を言っていただいたという認識で、貴重な機会をありがとうございます。ここで、意見交換の場は締めさせていただきたいと思います。

(5) 次回期日の指定等

(6) 閉会のことば